

令和5年度

第1回札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2023年9月7日（木）13時開会
場 所：ホテルポールスター札幌2階

1. 開 会

○事務局（月宮子ども企画課長） 定刻となりましたので、令和5年度第1回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当いたします、子ども未来局子ども企画課長の月宮と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の会議でございますが、委員改選が行われた後の最初の子ども・子育て会議でございますので、会長が決定されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

初めに、3点ご報告をさせていただきます。

まず1点目は、当会議の公開についてでございます。この会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づき、公開で実施することとしており、本日は会場に傍聴席を設けております。

この本会議の議事をはじめ、原則、会議や議事録は札幌市情報公開条例に基づき、公開とさせていただきます。なお、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会長または部会長が会議に付議し、委員の了承をもって非公開とすることとされております。

なお、委員の皆様の身分は、地方公務員法に基づく、特別職の地方公務員の位置づけでございます。非公開での審議が決定したときは、委員には守秘義務が課されるということも補足させていただきます。

次に、2点目、委員の皆様の出席状況でございます。本日、ご欠席のご連絡を、大森委員、末岡委員、徳田委員、藪委員よりいただいております。したがって、現段階の参加委員数は29名中25名となっており、過半数を上回っておりますので、会議が成立しておりますことを報告いたします。

なお、途中退席の予定につきまして、本日オンラインでご参加いただいております椎木委員が14時半頃、同じく14時半頃に大場委員の途中退席ということの旨を伺っておりますので、お知らせをいたします。

続きまして、3点目、本日の資料でございます。事前にお配りいたしました資料、右側の方にインデックスをつけておりまして、資料1から資料8まで全10種類となっております。資料の不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

また、本日オンライン参加の委員につきましては、ご質問やご意見等がある際は、Zoomのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択していただきまして、指名されましたら、ミュートを外してご発言をお願いしたいと思います。

報告は以上でございます。

それでは、会議に先立ちまして、委員の委嘱についてご説明いたします。

本来であれば、お一人ずつ委嘱状をお渡しするところではございますが、この後の議事の充実にご協力をいただきたく、本日は、あらかじめお手元に委嘱状を交付させていただ

いておりますので、ご了承願います。

それでは、委員の委嘱に当たりまして、子ども未来局長の山本からご挨拶を申し上げます。

○事務局（山本子ども未来局長） 皆さんこんにちは。札幌市子ども未来局長の山本でございます。

皆様方におかれましては、このたび、札幌市子ども・子育て会議の委員ということで、ご多忙の中、快くお引き受けいただきましたことに心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

また、日頃から、様々な場面で、札幌市の子ども・子育て施策に対しまして、多大なるご尽力をいただいているということに対しまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

先ほど、1階入り口、このホテルの会場に入ってまいりまして、右手にお花が飾ってありまして、35と書いて、花で彩っているのはお気づきになったでしょうか。何だろうと思って見たら、ちょうどこのホテルポールスター札幌さんが、今年の9月6日ですから、昨日ですね、35周年ということで、非常におめでたい日だということで、今日は9月7日ですけれども、昨日が35周年だったということで、そんなタイミングでこの会議が開けるということも何かの縁かなと思いますし、いらっしゃるか分かりませんが、ホテルポールスター札幌の方々には、お祝いをこの場を借りて申し上げたいと思います。

さて、お手元に委嘱状をお配りしておりますところでありますが、この札幌市子ども・子育て会議、平成25年9月に設置をいたしました。今回改選で6期目ということになります。

札幌市の未来を担う子どもたちがよりよい環境の中で成長していけるように、子ども・子育て会議の委員の皆様方には、「さっぽろ子ども未来プラン」、あるいは「児童相談体制強化プラン」の進行管理、そして「子どもの貧困対策計画」の改定、こういった札幌市におけます子ども・子育て施策全般に対しましてご審議をいただいているところであります。

また、令和5年度から「こども基本法」、今年度施行されました。「こども家庭庁」が発足したところでもあります。この中で、子ども施策の策定等に当たりまして、施策の対象となる子どもあるいは若者、子育て当事者といった方々の意見を幅広く聞き、反映させていくということがあります。この札幌市子ども・子育て会議におきましても、そういった意味で、今期から大学生の方を委員として、お受けいただくことになりました。ありがとうございます。

皆様の専門的な、あるいは多方面の見地からのご意見を賜ることによりまして、札幌市の子ども施策、よりニーズに対応したものにしていきたいと、このように考えているところであります。

何とぞ忌憚のないご意見お寄せいただきまして、この会議、進行がスムーズに進みなが

ら、子どもたちのために前進があるように心から願いつつ、皆様のこれからのご意見を賜ることによって、この会議がさらに発展していくということを祈念しまして、簡単でございますけれども、冒頭の私のご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

2. 委員紹介

○事務局（月宮子ども企画課長） 続きまして、委員に就任された方々をご紹介します。

お手元の資料3、委員名簿に沿ってご紹介いたしますので、お名前を呼ばれましたら、恐れ入りますが、その場でお立ちいただければと思います。

それでは、委員名簿の順にてお呼びさせていただきます。

最初に、天野舞子委員です。どうぞご着席ください。

続いて、五十鈴理佳委員です。

続きまして、大場信一委員です。

大森委員は、欠席でございます。

続きまして、加藤智恵委員です。

続きまして、加藤弘通委員です。

続きまして、川内佳奈委員です。

続きまして、菊地秀一委員です。

続いて、北川聡子委員です。

続いて、金昌震委員です。

続いて、桑原俊二委員です。

続いて、斎藤規和委員です。

続きまして、澤田理恵委員です。

続きまして、椎木仁美委員です。

続きまして、繁泉将晴委員です。

末岡委員は、欠席でございます。

高橋千洋委員です。

続いて、高橋亨委員です。

徳田委員は、欠席でございます。

永浦拡委員です。

続きまして、馬場政道委員です。

続いて、林亜紀子委員です。

続きまして、藤原里佐委員です。

続いて、星信子委員です。

続いて、前田尚美委員です。

続いて、箭原恭子委員です。

藪委員は、欠席でございます。

続いて、山口裕一委員です。

続きまして、渡辺琴音委員です。

以上でございました。委員の皆様、どうもありがとうございました。

続きまして、先ほどご挨拶いたしました子ども未来局長以外の職員をご紹介させていただきます。

まずは、子ども育成部長の佐藤でございます。

続きまして、子育て支援部長の伊藤でございます。

最後に、支援制度担当部長の渡邊でございます。

職員の紹介は以上となります。

3. 議 事

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、議事一つ目、定期改選に伴う会長及び副会長の選任に入らせていただきます。

資料1、札幌市子ども・子育て会議条例の第6条第1項では、「子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定しており、また、同条第3項で、会長の代理者については、会長の指名により決定するものと規定していますので、会長及びその代理者である副会長の選任を行います。

まず、会長については、委員の互選により定めとなっておりますが、皆様からご推薦などございますでしょうか。

加藤委員、お願いします。

○加藤（弘）委員 ご専門とご経験から、藤原委員を推薦したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○事務局（月宮子ども企画課長） ただいま加藤委員から、藤原委員のご推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。

それでは、藤原委員に会長をお願いしたいと存じます。

大変恐縮でございますが、藤原委員には、会長席にご移動いただきまして、改めてご挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行をお願いできればと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○藤原会長 改めまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

北星学園短大の藤原と申します。ただいまご推薦をいただきました。本当に力不足ではありますが、札幌の子どもたち、また、その子どもに関わる支援者や、もちろん家族の福祉に少しでもこの委員会が役割を果たすことができればと思っ、お引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

どうもありがとうございました。それでは、この後、私の方から進行をさせていただきたいと思います。

それでは、引き続き、副会長の選任に移りたいと思います。

副会長は、子ども・子育て会議条例によって、会長である私が指名するということになっております。副会長には、札幌大谷大学短期大学部保育科教授の星委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（拍手）

それでは、恐れ入りますが、星委員には、副会長席にご移動いただき、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○星副会長 札幌大谷大学短期大学部の星と申します。ご指名をいただきましたので、微力ではございますけれども、精いっぱい務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○藤原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、各部会の委員及び部会長については、条例の規定に基づき、私からの指名となりますので、指名案をお示ししたいと思います。事務局の方で配付をお願いします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、事務局からご説明をさせていただきます。

ただいま係の者が部会指名案をお配りさせていただいておりますけれども、その説明の前に、事前にお配りしております資料2「札幌市子ども・子育て会議について」の裏面をご覧くださいと思います。

当会議には、本日のように委員の皆様が一堂に会していただく本会議のほか、五つの部会を設置しております。事務局から部会の概要を簡単にご説明いたします。

初めに、「認可・確認部会」は、認定こども園や保育所、地域型保育事業の認可や整備計画の承認に当たってのご審議をいただくものでございます。

次に、「放課後児童健全育成事業部会」は、放課後児童クラブなど、放課後児童健全育成事業の在り方についてご審議をしていただくものでございます。

次に、「児童福祉部会」は、里親の認定や、児童福祉に関する事項として、「子どもの貧困対策計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」「児童総合体制強化プラン」の策定や進行管理に当たってのご審議をいただいておりますほか、⑨に記載のとおり、児童虐待による死亡事例等、重篤な事案が生じた場合の検証についてもご審議をいただくこととしております。

次に、「処遇部会」は、児童の措置や被措置児童等の虐待に関することについてご審議をいただくものでございます。

最後に、「いじめ問題再調査部会」についてです。いじめに伴う重大事態が発生した場合に、札幌市教育委員会が主体となり調査が実施され、その調査結果が教育委員会から市長に報告されます。調査結果に対して、市長は必要に応じ附属機関等による再調査を行うことができることになっておりまして、市長が再調査の必要性の有無を判断するために、当部会において再調査の必要性を検討いたします。部会の意見を踏まえ、市長が再調査の

必要があると判断した場合は、当部会で再調査を行います。

以上が、部会の概要でございました。

それでは続きまして、ただいまお配りいたしました部会指名案についてご説明をさせていただきます。会長よりご指名いただきました各部会の委員及び部会長について、順番にご説明いたします。

まず、「認可・確認部会」でございます。上から、加藤委員、川内委員、菊地委員、星委員、藪委員、以上5名となります。なお、部会長は「◎」で示しておりますが、前期に引き続きまして、星委員をご指名いただいております。

次に、「放課後児童健全育成事業部会」です。天野委員、金委員、澤田委員、繁泉委員、徳田委員、林委員、以上6名となります。なお、部会長は、前期に引き続き、金委員をご指名いただいております。

続いて、「児童福祉部会」です。大場委員、加藤委員、北川委員、桑原委員、斎藤委員、椎木委員、高橋委員、藤原委員、前田委員、箭原委員、渡辺委員、以上11名となります。なお、部会長は、前期に引き続きまして、藤原会長にお引き受けいただけるということでございます。

そして、「処遇部会」でございます。大場委員、加藤委員、北川委員、斎藤委員、椎木委員、前田委員、以上6名となります。なお、部会長は、前期に引き続き、椎木委員をご指名いただいております。

最後に、「いじめ問題再調査部会」です。永浦委員、馬場委員、以上の2名となります。なお、部会長は、永浦委員をご指名いただいております。

会長からご指名いただきました各部会の委員及び部会長のご紹介は以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

指名案は、審議の専門性あるいは継続性などを踏まえて選出させていただきました。ただいまの案のとおりお願いしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。（拍手）

ありがとうございました。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。第4次さっぽろ子ども未来プランの令和4年度実施状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、第4次さっぽろ子ども未来プランの令和4年度の実施状況について、資料4-1「令和4年度実施状況報告書〈実施状況総括〉」に基づきましてご説明をさせていただきます。

なお、お配りしております資料4-2につきましては、個別の事業の実施状況を一覧にまとめたものになっておりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

それでは、資料4-1の1ページをご覧ください。

第4次さっぽろ子ども未来プランは、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく「子どもの権利に関する推進計画」など、関係法令等に基づき策定した計画

であり、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。

その下、計画の推進体系として、基本理念、基本的な視点を、2ページには、計画体系として、基本目標四つと、この目標それぞれの基本施策を記載してございます。

次に3ページ、3、点検・評価の方法において、本プランに基づく取組内容や成果指標の達成状況について、毎年度、札幌市子ども・子育て会議や子どもの権利委員会に報告し、点検・評価を受けることとしております。

また、3ページの下段から4ページにかけましての表では、4、参考といたしまして、本プランの成果指標の達成状況を把握するための各種統計調査の概要を記載してございます。

それでは、資料の5ページをご覧ください。5、計画全体の成果指標の達成状況についてでございます。

本プランでは、計画全体の成果指標を二つ設定しております。最初に、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」についてですが、令和4年度では67.2%となっており、令和3年度当初値と比べ、横ばいとなっております。

その下の枠囲みの黒ポツの二つ目となりますが、目標値の達成に向けては、子どもの体験や参加の機会の確保に取り組み、子どもの意欲向上や達成経験につなげていくとともに、子どもが安心して学び、暮らせる環境づくり、いじめ・虐待などの権利侵害からの救済活動の充実を図っていきます。

続いて、二つ目の成果指標であります、「子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合」についてでございますが、令和4年度の数値は36.8%となっており、令和3年度から4.6ポイント下回っている状況です。

これは、枠囲みの黒ポツ三つ目に記載しておりますけれども、本指標には、子育て支援、雇用、職場環境、教育等の様々な要因が複雑に関連しているものと考えられる中、3年にわたるコロナ禍による行動制限があったことや、燃料代や物価高騰もあり、出産・子育てを取り巻く環境がより厳しくなっていることが数値に影響を与えているものと考えております。

その下、黒ポツ四つ目、子どもを生き育てやすいと思える環境に向けては、子育ての大変さが軽減されることも重要だと考えますが、0～5歳の子育て世帯を対象とした「☆4子育てに関するアンケート調査」によると、子育てに大変さを感じている世帯ほど、楽しさを感じているという世帯と比べ、「話し相手や相談相手がいない」「自分の自由な時間が持てない」「子育てによる身体・精神的な疲れが大きい」などと回答する割合が高く、孤立感や疲労感を強く感じているという結果が出ています。子育て世帯が孤立することのないよう、情報発信や相談・支援体制の強化に取り組むほか、負担を軽減できるような、家事や育児に係る支援事業についても検討を行い、子育て世帯に必要な支援を届けられるよう取り組んでいきます。

続きまして、資料7ページをご覧ください。基本目標ごとの実施状況の評価でございま

す。

本プランでは、基本目標を四つ設定しており、7ページ以降、基本目標ごとの主な施策や取組状況、成果指標の達成状況、さらに自己評価として、地域資源の活用と組織横断的な連携の状況と成果指標の達成状況について、それぞれまとめております。

まず、基本目標1「子どもの権利を大切にす環境の充実」についてでございますが、こちらは、子どもの権利条例に基づく「子どもの権利に関する推進計画」として位置づけられており、子どもの権利推進に係る取組を基本施策として実施してまいりました。子どもの権利を大切にす意識の向上、子どもの参加・意見表明の促進、子どもを受け止め育む環境づくり、子どもの権利侵害からの救済が基本施策となっております。

7ページ下からは、令和4年度の主な取組の状況について掲載しておりますけれども、この表の1番目に記載をしておりますが、子ども向け出前講座において、令和4年度は、ペープサート人形劇による子どもの権利に関する出前講座や、その下、子ども議会を3年ぶりに対面開催で再開したほか、8ページの表、上から3段目ですが、子どもアシストセンターのLINE相談事業では、周知用カードを年2回配布するなど窓口の周知に努め、令和4年度は、電話相談1,105件を上回る1,144件のLINE相談が寄せられたところがございます。また、その下、ヤングケアラー支援に関しては、ヤングケアラー支援ガイドラインを策定したほか、ヤングケアラー交流サロンを令和4年10月より開始するなど、取組を進めております。そのほか、子どもからの提案・意見募集ハガキ、子どものくらし支援コーディネート事業について掲載をしております。

次に、8ページの中段でございます。基本目標1の成果指標は三つ設定しており、一つ目、「子どもの権利についての認知度」の結果は、令和4年度では、大人が65.7%と低下、子どもは70.7%とほぼ横ばいになっておりますが、当初値平成30年と比べますと、子ども、大人ともに上昇しております。

その下、二つ目、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」は、大人49.6%と低下、子どもは61.7%と上昇となっておりますが、当初値と比べますと、大人は横ばい、子どもは低下をしております。

三つ目、「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」は、小学生94.1%、中学生89.4%、高校生94.1%となっており、いずれも前年度比で横ばいまたは上昇、当初値比では全て上昇しており、おおむね目標値に近い数値となっております。

8ページ下、取組状況の自己評価でございますが、地域資源の活用と組織横断的な連携の状況の主なものとしては、子どもの権利の普及啓発及び理解促進について、様々な機会を捉えて市民に対し広く理解を促すこととして、地域住民（子どもの権利啓発サポーター）、幼稚園、保育園、小中高等学校などと連携した取組を行っております。

その下、成果指標の達成状況については、8ページから9ページの上段に記載しておりますが、子どもの権利の認識は広がりつつあるとうかがえますが、実際に「子どもの権利

が大切にされていると思う人の割合」は横ばいまたは低下の状況であり、これは、いじめ、虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの権利に関わる社会課題の顕在化に加え、3年にわたるコロナ禍により、子どもに向けた取組の多くが制限されたことも大きく影響されていると考えております。引き続き、子どもの体験や参加の機会を確保していくとともに、子どもの権利の認知度向上・理解促進に向けた普及啓発に取り組み、いじめ・虐待など権利侵害からの救済活動の充実を図り、より一層子どもの権利が大切にされる社会を目指していきます。

次に、10ページをご覧ください。基本目標2「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」についてでございますが、高まる保育ニーズへの対応、社会全体での子育て支援の充実、妊娠期からの切れ目のない支援の充実、経済的支援の充実に関する施策でございます。

中ほど、令和4年度の主な取組状況には、保育士等支援事業、父親による子育て推進事業、女性の多様な働き方支援窓口運営事業、妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施、各区子育て世代包括支援センター機能の強化を掲載してございます。

11ページ、成果指標の状況につきましては、一つ目、「仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合」が目標70%に対し、34.3%となっており、当初値から比べても低く推移をしております。

一方、二つ目の「希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合」は80.7%となっており、現時点で目標値を達成している状況です。

三つ目、「父親と母親がともに子育ての担い手であると答えた保護者の割合」は46.3%と、当初値と比べ、1.3ポイント低下してございます。

12ページをお開きください。成果指標の達成状況につきましては、黒ポツの一つ目、「仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合」の低下に関しては、社会全体として、働き方改革や男性の育児休業取得などへの意識が高まっている中、長時間労働の是正や各種休暇制度の促進などの実際の取組について、企業によって温度差があることや、3年にわたるコロナ禍の中で、子どもの預け先に苦慮した子育て世帯が多かったことも数値に影響しているものと考えております。

また、黒ポツの二つ目、「父親と母親がともに子育ての担い手であると答えた保護者の割合」は、当初値から1.3ポイント低下してございます。このような状況を踏まえ、父親の子育てに関する意識改革や啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進等に引き続き取り組んでまいります。

また、仕事と生活の調和の改善の要素として、職場環境の改善以外にも「育児、家事等のサービスの充実など行政の支援が得られること」を望む声があることから、国の支援策等も踏まえ、子育て世帯の負担を軽減できるような施策について検討していきます。

次に、14ページ、基本目標3「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」につ

きましては、充実した学校教育等の推進、放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供、地域における子どもの成長を支える環境づくり、次代を担う若者への支援体制の充実に関する施策でございます。

中ほど、令和4年度の主な取組状況には、小中連携・一貫教育推進事業、児童クラブにおける昼食提供、子どもの居場所づくり支援事業、相談支援パートナー事業、困難を抱える若者への自立支援を掲載しております。

15ページの上の表、成果指標の達成状況でございます。一つ目、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合」、二つ目、「近所や地域とのつながりがある子どもの割合」、三つ目、「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」となっておりますが、一つ目の高校2年生の数値を除き、いずれの数値も当初値と比べ、低下をしている状況でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により体験機会が減少したことや、地域行事や外出の機会が減ったこと、また、社会や他の人との関わる機会が減少したことなどが数値に影響しているものと考えております。今後は、社会活動が再開される中、子どもや若者を対象とした参加型事業等についても再開をし、体験機会の充実に向けて努めてまいります。

最後に16ページ、基本目標4「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」についてご覧ください。

児童相談体制の評価、障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実、子どもの貧困対策の推進、ひとり親家庭への支援の充実、子どもを受け入れる多様性のある社会の推進に係る施策でございます。

下段、令和4年度の主な取組状況ですが、児童相談体制強化事業、里親制度促進事業、17ページ上段で、公立保育所における医療的ケア児保育事業、ひとり親家庭等自立支援給付事業、ひとり親家庭の目線に立った広報の展開、民族・人権教育の推進を掲載してございます。

下段の表には、基本目標4の成果指標は二つ設定しております。一つ目、「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合」については、31.2%と前回調査時よりも4.2ポイント低下となっておりますが、当初値と比べると11.2ポイントの増加となっております。

二つ目の「子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親（二世帯世帯）の割合」でございますけれども、9.4%と令和3年度からは8.2ポイント低下、当初値と比べても9.1ポイント低下となっております。

18ページ中ほど、成果指標の達成状況についてでございますけれども、黒ポツの一つ目、障がいのある子どもやその家族が地域で暮らしやすいまちに向けては、これまで児童発達支援や放課後等デイサービス、公立保育園や児童クラブにおける医療的ケア児の受入れ体制の整備推進等、取組を行っており、引き続き、障がいのある子どもやその家族が必

要な支援を受けることができるよう取り組んでいきます。

また、黒ポツの二つ目、子育てに大変さを感じている世帯には、必要な情報を的確に届けることが重要であることから、令和3年度に開始した公式LINEアカウントを用いたプッシュ型の情報発信や、令和4年度に導入したAIチャットロボットによる情報検索の支援など、必要な支援制度の情報を受け取ってもらえるよう取り組んでおります。引き続き、情報発信の強化に努めてまいります。

19ページから20ページにかけましては、本プランの主要な活動指標の達成状況について、基本目標ごとに記載をしております。目標値を達成しているもの、目標値に近い数値となったものも多い一方で、「出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数」などの目標値から大きく外れているものにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による開催中止などを理由に目標値に届かなかった事業でございます。

資料4-1の説明は以上となります。

続きまして、説明が大変長くなり申し訳ございませんが、資料4-3の資料をご覧ください。こちらでは、第4次さっぽろ子ども未来プランの第5章で定めております「札幌市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況についてご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、施策を計画的に提供することとされております。

この資料では、計画を「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況について報告をいたします。

この計画における「量の見込み」とは、特定のサービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことであり、考え方は国の手引によるものでございます。

また、「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量を表しますが、その確保に当たっては、就学前の子どもが減少していく見込みや新規整備を必要最小限にとどめる観点などを踏まえ、既存施設の活用を最優先していく考えとしております。

それでは、2ページをご覧ください。まず、4、「教育・保育」の需給状況等についてご説明いたします。

資料1にあります「1号」「2号」「3号」という表記につきましては、資料の下の囲みで記載しておりますけれども、新制度に基づく保育の認定区分として記載しております。ご参考にいただければと思います。

まず、4の（1）では、保育分野における需給状況についてお示ししております。

まず、①ニーズ量でございますが、こちらは、保育のニーズ量の状況を記載しているものであり、実績値から計画値を差し引いたものを表の右側に差として記載しております。計画値は、今後保育所を利用したいという潜在需要も含めたニーズ量となっておりますので、ご覧のように差が生じておりますが、今後も計画値のニーズが発生するものと見込

み、十分な供給量の確保に努めてまいりたいと考えております。

その下、②保育の供給量についてでございます。実績値が計画値を若干下回っております。これは、一部の施設の利用定員の減少や施設整備等の未進捗によるものでございます。既存施設の活用等により計画値の達成を目指してまいります。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは、(2)教育分野の需給状況についてでございます。

まず、①のニーズ量ですが、こちらも表の右側にあります、差の欄をご覧くださいと思いますが、1号の実績値は計画値を上回っている一方で、2号の実績値は計画値を下回っているという状況になってございます。これは、2号の中でも教育の利用希望が強い方が実際には1号を利用したことにより、1号のニーズに置き換わっているということが原因として考えられるところでございます。

その下の②の供給量でございます。こちらは、一部施設の利用定員の減少により、1号の実績値は計画値を下回っているものの、1号、2号ともおおむね計画値を達成している状況でございます。

これまで説明してまいりましたが、少し分かりづらいかとは存じますが、結論といたしまして、その下の(3)評価に記載しておりますけれども、教育・保育に関する需給計画は、一部施設の利用定員の減少はあるものの、認可保育所の整備や幼稚園の認定こども園の移行などによる供給量確保に努めたことにより、ニーズを上回る供給量を確保できているものでございます。

次に、4ページをお開き願います。こちらは、地域子ども・子育て支援事業の需給状況等について記載しております。子ども・子育て支援法に基づく各事業について、先ほどの「教育・保育」同様にニーズ量と供給量を定めることとされております。

まず、①ニーズ量の表をご覧ください。こちらは、それぞれの事業におけるニーズ量の計画値と実績値を記載しております。実績値から計画値を差し引いたものを表の右側から2列目のC欄に差として記載しておりますが、その差の説明を一番右側のCの説明という欄において、ア、イ、ウ、エの四つの類型として記載しております。ページの下にある米印に注釈をつけておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

次に、5ページをご覧ください。②の供給量の表になります。こちらも表の右側から3列目にあるF欄において、実績値と計画値の差を示しており、そして、その差の説明を右側から2列目のFの説明の欄において、こちらはオ、カ、キの三つの類型として、同じように注釈をつけておりますので、こちらにつきましても後ほどご確認をいただければと思います。

次に、この表の一番右側、G欄をご覧ください。こちらでは、供給量の実績からニーズ量の実績を差し引いた数値を記載しております。この数値がプラスになっておりますと、実際にサービスを提供できている供給実績、これが利用したいサービス量のニーズ実績を上回っていることになりまして、利用したいサービスを実際に利用できているということ

になってございます。

いずれもプラスになっておりますことから、令和4年度につきましては、全ての事業においてニーズ量を上回る供給量が確保できている状況でございます。

なお、6ページでは、供給実績とニーズ実績の差があるものにつきまして補足説明を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、需給計画を定めていない二つの事業についてでございます。7ページをご覧ください。

①の実費徴収に係る補足給付を行う事業についてでございます。こちらの事業では、低所得者世帯等の副食材料費と生活保護世帯等の文具購入、遠足等の行事参加費等に関して、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助しております。

次に、8ページですが、こちらは、多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業について、令和4年度は、新たに認可施設に参入した21施設に対して、助言、相談などの支援を行っております。

最後に、その下、(3)評価でございますが、それぞれの事業でニーズ量の実績を上回る供給量を確保できましたが、新型コロナウイルス感染症等の理由から、利用を控える世帯があったことがニーズ量の実数値には影響しているものと認識しております。

そのため、令和5年度については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う行動制限等が緩和され、社会活動が再開される中、引き続き、必要な供給量を確保しながら各事業を実施するとともに積極的な情報発信をするなど、子育て世帯の負担や不安を軽減できる取組に努めてまいります。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

○藤原会長 月宮さん、どうもありがとうございました。

それでは、資料も多くございますので、まずはご質問を受けたいと思います。ただいまの説明並びに資料そのものに対する質問でも結構です。

まず、では、実施状況総括、資料4-1に関しましてご質問がありましたらお願いいたします。

斎藤委員お願いします。

○斎藤委員 斎藤でございます。

5ページなのですがすけれども、計画全体の成果指標の達成状況で、「子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合」が、令和4年度で36.8%という結果になってございます。目標値は当然80%で大幅に下回っているのですが、前年よりも下回っているということになっていることに対しての評価が、あまり深刻な評価になっていないように思いますが、この辺はどういう評価をされて深刻に評価をされていないのか、これはこれでコロナだったからしょうがないやということなのか、というのが1点と、今最後の保育所の需要と供給について、かなり細かいご説明がありました。正直言ってよく分かりませんでした。要するに、保育所の総受入れ枠はニーズを上回っていますよということをおっしゃり

たいのだと思うのですよね。札幌市内の全部の保育所の総定員数は、ニーズを既に上回っていますよと。したがって、保育所に入りたいと思っている方は、基本的には、数字上は全員入れるのではないかとこの受け止めだと思っておりますが、実際は、現場感覚としては、例えば保育士さんが産休から育休に入って、職場復帰したいと思って0歳児の保育所を探しても、かなり待機が出ている実態、状態があります。それは区によってかなりばらつきあると思うのですけれども、ある区においては、やはり毎週火曜日のその当落というのですか、何というのですか、あれ。落ちました、落ちました、落ちましたということが実際あるわけで、いつまでたっても保育士として職場に復帰できないという実態があるわけですから、もしかしたらそういうことも、子どもを生み育てにくい環境だと思ふ要因になっているのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○藤原会長 それでは、2点の質問で、総括と計画と両方関連してのご質問でしたけれども、事務局の方でよろしいでしょうか。

○事務局（月宮子ども企画課長） まず、子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合、36.8%ということで、前年度から比べても落ち込んでいる状況が、深刻な評価になっていないというようなお話でございまして、この背景には、コロナ以外の影響があるのではないかとこのことでもございまして、現実問題、令和4年も、いろいろな要因はあるとは考えられるのですけれども、やはり私どもといたしましては、そのコロナでの影響がかなり大きかったものだというふうに捉えております。コロナでの行動制限、また、先ほどの説明の中で申し上げましたが、燃料代、物価高騰、こういった環境が厳しくなっているというようなこともあって、本当に子育て世帯の大変さが伝わってくるという中で、伸び伸びと子育てをすることが難しかったのではないかなというふうに理由としては捉えています。そのほかの要因分析につきましては、本来でありますと様々な調査をしてということになるかと思ふのですが、令和4年度はまだコロナの影響が多かったものというふうに捉えているところでございまして、評価としては、このようにご理解をいただければなというふうに思っております。

○藤原会長 もし補足がございましたらお願いします。

○事務局（西山保育推進課長） 保育推進課長の西山と申します。ご質問ありがとうございます。

2点目の件でございしますが、現在、保育所の定員につきましては、保育所を利用したいという利用希望児童数の数を上回っている状況でございまして、全市的に見れば、保育所の定員は、保育所に入りたいという方の数を上回っているということではございしますが、こちらにある資料については、ニーズということで、現在保育所に希望されていない方も、将来的に保育所に入りたいよというようなニーズも含めた数字を資料には記載しております。そこら辺も含めた中で、そこに対応できるような定員供給量を確保していきたいというところで計画を立てているところでございまして、

なお、全市的に見れば、ある程度供給量を充足している状況にはあるかなと思ふのです

けれども、お話あったように、一部の地域であるとか、また保育所の年齢別によっては、なかなか保育士が確保できないということの中で、入れないというようなお声もあるかと思えますけれども、今後につきましては、そこら辺の地域の状況、また施設の状況等を詳細に見極めていきながら、そこで供給量が不足して足りないというような状況があれば、また既存施設の活用なども中心にしながら定員を確保して、少しでも入所できるような体制というのをつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。斎藤委員、もし何かありましたら。

○斎藤委員 最初の質問については、全てコロナの影響にできてしまっているのかというような意味で質問したつもりだったのですが、ちょっと通じていなかったみたいで残念でした。

2点目は、そもそも全市的な保育ニーズと供給を比較して満たしている満たしていないという、これはもう、あまり意味がないんじゃないかなというふうに思うのですね。以前でしたらこれでよかったと思います。そもそも大幅に供給量が少なかった、保育所に入れないということが非常に切実な大きな問題になっていたという時代であれば、この大ざっぱな需要と供給の比較でよかったと思うのですが、今は一定程度保育ニーズは満たされつつある。今度は、自分の住んでいる地域の、当然預ける利便性ですとかいろいろあります、年齢もあると思います。より細かな需給のデータを取らないと、10区全部で保育量がニーズを満たしていますよというような比較で安心するという時代はちょっと終わったんじゃないかなと思うのですけれども、これ、私、個人的な意見なのですが、より細かな保育ニーズと保育量の供給をリサーチして、細かな保護者の保育ニーズにマッチするようなシステムづくりが必要ではないかなというふうに思います。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。多分データとしては、もう少し細かいものも市が持っていると思うのですけれども、ご指摘のとおり、北区に住んでいる方が中央区にお勤めしていて、中央区の保育所に入れたいとなったときに、北区では乳児は空きがありますよと言われても、預けたい場所では実は定員がもうないとかという、そういうミスマッチというか、単に数が全部そろっているということで充足しているということにはならないというのがご意見だったかというふうに承りました。

また、前者の方の子どもを生み育てやすい環境だと思う人というところの質問そのものも、この環境というのがお住まいの環境のことを答えている人もいれば、札幌市を答えている人もいるし、今の日本とか、今の世界で戦争とか起きているようなときに子どもを産むのはどうなのかみたいなコメントとかもありますので、そこまでちょっと、何をもってこの環境が育てやすいとか産みやすいとかというふうなところまでなかなか分析できないような、やや大きな設問になっていると思いますので、今の斎藤委員のご質問とご指摘もまた踏まえて、分析をまたされるときには参考にさせていただきたいと思います。

それでは、ほかのご質問も受けたいと思います。いかがでしょうか。

お願いします。林委員です。

○林委員 ありがとうございます。私からは、7ページの、今のところの流れかと思うのですが、自分のことが好きだと思う子どもの割合についてということなのですが、ずっと横ばい状態で、でも目標値が80%。80%、私は高くないと思うのですが、子どもの権利委員会からの意見ということでは、ハードルが高いというふうな指摘もありますが、札幌市としては、ここを目標値としてハードルが高いと思われるかどうかについて、どう思われているのかなということをご質問したいと思います。いや、高くない、8割でいいということであれば、この横ばいでずっと来ていることの分析はどうされているのかということをお聞きしたいです。

○藤原会長 ありがとうございます。資料の、まずデータとしては5ページにありまして、7ページの方には附属機関からの主な意見ということで今のご指摘のところがありますが、事務局の方で回答よろしいですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長、山縣と申します。ご質問ありがとうございます。

自分のことが好きだと思う子どもの割合ということで、80%ということで提示していて、子どもの権利委員会でもハードルが高いのではないかとご指摘いただいたところであります。

自分のことが好きだと思う子どもの割合というのは、要は、子どもの権利が守られることで安心して過ごすことができる、そのことによって自分をありのまま受け止めて、肯定的に自分のことを受け止めることができるという意味で、大切な指標だというふうに捉えております。

この80%というのは、札幌市の目指す姿としては、確かに高くないというご指摘もありましたけれども、そのとおりだと思っていて、できるだけ多くのお子さんがそのように自分のことを肯定的に受け止めることが必要だと思っておきまして、今の67.4から本当に行けるのかというところの意味でいくと、確かにハードルは高いというふうには認識しておりますけれども、目指すところとして、80%というところは最低限必要なラインかなというふうに考えております。

ただ、そこに至らなかった理由というのは当然分析しなければいけないと思っていて、先ほどもコロナだけではないというところももしかしたらあるのかもしれないのですが、やはり一つには、子どもさんたちがたくさん体験できなかったり、自分らしさとか自信が持てるような経験ができなかったというところが背景にあるかなと思っておきまして、その辺の分析もしながら、目標値に届くにはどういうふうにしたらいいのかというところと、あと次期の計画においては、本当にこの80%でいいのかというところも、皆様のご意見いただきながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。67%ぐらいというのが平成30年からずっとなので、コロナによる経験不足、体験不足、抑圧というものだけではないことがきっとあるなというふうには思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、金先生どうぞ。

○金委員 金でございます。

先ほど齋藤委員の意見に追加するコメントになると思うのですがけれども、先ほど保育サービスの供給量が足りているという、そういう報告でちょっと一安心したのですがけれども、そうすると、これからは保育サービスの質を考える必要があるかなとは思っていますね。例えば、現場でインタビューすると、共働き家庭の子どもさんが、実際、保育の無償化によって保育サービスの利用ができなかったという、そういう事例があったし、また、定員をオーバーして保育所を利用するというのもちょっとあったということで、保育所の過密化という問題もかなり深刻かなと思っていました。

そういうことによって、保育士の業務量も増えるということもあるということなので、量が足りていれば、今後は保育サービスの質を考えるという考えの転換というものが必要かなと思います。今、コメントとしてありましたので。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。先ほどの質問に関連してということで、ご意見ということで承りたいと思います。

それでは、時間もあれですので、意見も含めてどうぞお願いします。

北川委員どうぞ。

○北川委員 北川です。よろしくお願いします。

この会議では、毎年点検・評価を受けるということで、あと残された1年に向けてということなので、ちょっと限られていると思うのですがけれども、全体としてすごくいろいろな取組をされていて、私たちの見えないところで、札幌市の方々とか関係する方々がすごく努力していらっしゃるんだということがよく分かりました。

その中で、子どもの権利のところなのですが、8ページと9ページのところで、今回、子ども・子育て会議に大学生が入られたということで、非常にいいことかなと思いますし、国としてもこども家庭庁ができたので、子どもの声を聞くということをいろいろところで大切にしている流れがあるかなと思います。社会的養護のところでも、社会的養護を終えた子どもの意見を聞きながら現場に生かしていくということも札幌市としてもやっていますので、そういう取組をどんどん広げていったら、子どもの権利の所がもう少し結果がよくなるのではないかなと思います。

9ページにある子どもの権利委員会にあるように、あと1年しかないのですがけれども、コミュニケーションという名目でワークショップということが書かれてあるので、いろいろな形で子どもの声を聞くという、そういう場面で子どもから聞きながら、この札幌市の

政策にも今後当事者の意見を聞いて生かしていくということが、子どもの権利を守っていくことにつながるのではないかというふうに思いました。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。では、ご意見ということで、この子どもの権利委員会からの意見に重ねて、ワークショップ的なところで子ども自身の声を拾っていくというような取組が必要ではないかというご意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

ご意見も含めてどうぞ。

加藤委員。

○加藤（弘）委員 まず、8ページのところの子どもの権利のことについて、意見なのですけれども、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合ということなのですが、ほかのところでは、中高とか校種を分けて聞いているのですけれども、どこの人たちが特に低いとかということが分かっているのかどうかということが一つ気になる点で、例えば、詳しいデータを見てみると、例えば、いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られていることというのが、「守られていない」「大切にされていない」というのが46.5%とかいて、恐らくみんな平たく子どもが全員思っていると考えられないところがあるので、どこの校種とかで下がってしまうのかとか、そういうのが詳しく分かるといいのではないかなと思いました。

関連すると、15ページのところで、難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合というところを見ると、やっぱり高校生は横ばいのままなのに、小学校、特に中学校が令和4年度までにかけて10%ぐらい下がってきているということは、中学3年生と今中学2年生なので取っている年齢が違うというものもあるのですけれども、やっぱり校種によって違うし、コロナの影響だけとは言えないと思いますので、やっぱりどこかの年代で自分の権利が守られていないんじゃないかと思う人たちがいるかもしれないので、もしそういう校種別のデータがあれば教えていただきたいですし、ないということであれば、そこら辺をもう少し細かく分析しないと、具体的に何をやればいいのかということが分かりにくいのではないかなというふうに思いました。

○藤原会長 ご意見も含めて、質問も含まれていたと思いますが、校種別のデータとかというのは、今は、すぐは出せないかもしれませんが、ありますよね。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） はい、あります。

○藤原会長 では、またそういうデータに基づいた分析がなければちょっと不十分ではないかというご指摘でしたので、その点について何か、今事務局でご意見あればお願いします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課です。ご意見ありがとうございます。

申し訳ございません。今、手元にはないのですけれども、年代ごとに子どもの権利が大

切にされていると思う人の割合、それから、どういったところが大切にされていないかといったところの分析をするデータもそろっておりますので、様々な施策においては、そういったところを分析しながら進めていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

○藤原会長 加藤委員よろしいですか。

それでは、ご質問、ご意見含めて挙手をお願いします。

○川内委員 よろしくお願ひいたします。意見になります、先ほども金さんがおっしゃっていたように、保育の質というところでお話が出ていたと思うのですが、一事例にはなりますが、保育の現場では、新卒で入ってきた保育士さんたちが、発達障がいのような特徴のある子どもたちの扱いに苦慮して、辞めていってしまうという話を何度か聞いています。そういうお話を聞くに当たりまして、やっぱり保育や医療でも、学んでこない子どもの育ちというものがあつたりすると思うのですが、その辺の科学的なところを押さえた上での専門職の研修であつたりとかが受けられる体制であつたり、受けて実践していけるという、保育の質を上げていくという場がもっと広がっていけばいいのかなというような、そういう取組があつたらいいなと思えます。

あとは、子どもの権利というところで、先ほども話題になっていたのですが、自分のことを好きだと思ふ子どもの割合というところでは、いろいろな要素が関わってくると思うのですが、親子関係というところはやっぱり外せないところであると思ひまして、基本的に今までの施策の中とかでも、子どもに対してのフォローというのはあると思うのですが、その子どもを支える親御さんへのサポートというのを行政としてもやっていくというところは、ポイントとして一つあるかなと思ひます。親御さんがやっぱりお子さんをしっかり支えてあげられる環境であつたり、心境であつたりというところがないと、やはり子どもも崩れていってしまうというところはあるのではないかなと思ひます。

あと、子どもの権利委員会というところで、お子さんが参加してというところではすごくいい取組だと思ふのですが、やはり今、不登校のお子さんたちがたくさん増えてきているというところにあつては、こちらに参加できるおひさんは元気な、心も体も元気なおひさんというところで、実際困っている、よりよくしていきたいというところ困っているおひさんの声を拾うという意味では、そういった子どもたちの声もどこかで反映できるような仕組みというのがあるといいかなと思ひました。

ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。ご意見3点にわたつていたと思ひますけれども、先ほどから出ています、保育の量の問題とともに質の問題を今後は札幌市として向上させていかなければいけない中で、保育士の研修というか学びが、どれだけ発達課題を抱えているおひさんたちへ届くような、そういう学び、研修ができていくのかどうかというあたりでの指標とかがまたあれば、あるいは実績とかがあれば、何かの機会には共有すればというふうにご意見を伺つて考えておひます。

それから、子ども自身が自分を好きかどうかということに関係するのは、親御さんとの

関わりとかっていうことも大きいという意味では、子どもへのフォローだけではなくて、育児をしている親御さんへの支援をどこまで札幌市としてできているのかという点での分析とか考察とかも必要ではないかというご意見。

最後が、自分自身が意見を出そうとか、ワークショップに行こうという子どもだけではなくて、そういう悩みや困難を抱えていてもどこに行っても何をすればいいのかが、その時点で不利に陥っている子どもさんの声を拾うための何かきっかけですとか仕掛けがないと、元気で自分の意見が言える子どもばかりではないというような、そういうニュアンスで理解いたしました。

いずれもご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、皆様の方からお願いいたします。

林委員どうぞ。

○林委員 たびたび申し訳ありません。今のご意見すごく大事だなと思ひまして、発言できる子どもだけではなく、発言が妨げられている子どもたちの声を聞くということはすごくやっぱり大事だと思うのですけれども、札幌市の方でアドボケーターの養成をしているというのをちょっと耳に挟んだことがあるので、もしこの場で詳しく伺えたらと思うのが一つと、それから、川内さんがおっしゃっていた、子どもの周りの親御さんたちも、やはり声を上げたくても上げられない、支援に届きたくても届くことができない、手を伸ばせないという家庭があるということは、この会議でもずっと継続して取り上げられてきていたと思うのですね。なので、結構困難を抱えてしまう若年層中心かとも思いますが、声を上げられない、手を伸ばせない家庭への支援ということも、やはり子どもの権利を守るという視点の中に入れていくべきだなというふうには改めて思いました。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。1点目のアドボケイトに関して、市の方から何かコメントはありますか。

林さんの方では、どちらかでそういうことをお聞き及びということですね。

○林委員 はい。市の方で養成講座があって受講したというふうな話を聞いたことがあるので。

○藤原会長 その受講したのは専門職の人が受講したということですか。

○林委員 専門職として受けたのか、それとも自発的にというか、その辺がちょっとよく分からないので。ごめんなさい。

○事務局（藤崎家庭支援課長） 児童相談所家庭支援課長の藤崎です。

アドボケイトの受講については、児童相談所では行っていませんけれども、児童相談所に限ってお話をさせていただきますと、ご家庭で何らかの事情で暮らせないお子さんを一時保護して、家庭に戻れないお子さんは、里親の世帯だったり、施設に入所することを行いますが、一時保護中にお子さんの意見を酌み取る試みを行っております。

今回の児童福祉法改正に伴いまして、来年の4月から、一時保護をしているお子さん、

施設に入所しているお子さんに対して、お子さんが考えている意見を引き出して、第三者の方がそれを酌み取って、児童相談所、施設の方にフィードバックをする意見表明制度をつくるような形で国の方では進めているところでございます。来年度、それに向けて、児童相談所の方でもそのような環境を整えるべく、今検討しているといったような状況でございます。以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。ちょっと一般的というよりも、今は児相に特化した場合のアドボケイトに関するコメントでしたが、林さんよろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。すみません。

○藤原会長 北川委員どうぞ。

○北川委員 先ほどの川内委員の意見で、保育園の先生たちが発達障がいの子どものための対応に苦慮して辞めていくということがあるということなのですけれども、来年の4月からの児童福祉法改正で、札幌市に今九つ児童発達支援センターがあるのですけれども、もっと地域を支えてインクルーシブを発展させていくようにという方向性が出ていますので、ぜひ札幌市としても、保育園、幼稚園の専門的な支援を充実していくように、児童福祉法改正に伴って一緒におこない、保育園、幼稚園を応援するシステムをしっかりと障がい福祉の方とやっていったら良いと思いました。インクルーシブを進めていこうという流れがありますので。

以上です。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

大場委員どうぞ。

○大場委員 ありがとうございます。保育士等の支援の関係なのですけれども、定員の確保ということで、定員増ということは、そのニーズにあって定員増を図るということとはとても大切なことだと思うのですが、その保育を担う人材の確保というのが非常に大きな問題になってくると思うのですね。新卒者については、札幌市で児童福祉関係に従事した場合に奨学金の関係などいろいろご配慮いただいているのですが、現実には保育所あるいは児童福祉施設の中で人材を確保するときに、なかなか人が得られないということで、人材派遣会社の活用が随分多くなってきているのですね。そこに対する支出が非常にウエイトとして大きくなってきています。人材派遣会社というのはどこでもいいということにはならないので、適切な運営をしている人材派遣会社を活用しなければならないという状況が、私どもの法人でもあります。年々そのウエイトが高くなってきており、予算の執行でも、人材派遣の関係の支出が結構毎年のように大きくなってきています。それに対する手だてとか、そういうことを検討する余地があるのかどうかなど、今後の考え方のところ少し触れていただければありがたいなというふうに思いました。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。これは少し市の考え方をお聞きした方がいいのかもしれないのですけれども、どこの児童福祉施設、児童に限らない福祉全般で、これだけ人手

不足がある中で、確かにどんなにいいケアをしようと思っても、人がいないからできないというような状況ですので、その辺、何か民間の派遣会社以外に市として関わられるような立場ってありますでしょうか。

○事務局（西山保育推進課長） 保育推進課長、西山でございます。

今の話でいえば、保育士の確保というのは非常に深刻な課題であるということは札幌市としても認識しておりまして、保育園などが民間の人材紹介会社を活用せざるを得ないという状況、そこに多大なる費用をかけざるを得ないというような状況にあるということも保育園の方々から聞いている状況でございます。

札幌市としては、札幌市保育人材支援センター、「さぼ笑み」と通称で呼んでいるのですけれども、保育士のハローワークみたいなどころなのですけれども、そちらを運営しながら保育士の確保ということを近年進めてきているところでございます。まだ不十分なところもあるかと思えますけれども、まずはそちらの機能を拡充していきながら、保育士の確保に努めていっておりますので、そこも着実に成果が上がってきていると思えますので、そこを中心としながら保育士確保というところを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤原会長 大場委員よろしいですか。ありがとうございます。

どうぞお願いします。

○五十鈴委員 どうもありがとうございます。地域で主任児童委員として福祉をやっているのですけれども、先ほど北川さんのお話で、幼稚園、保育園の発達にちょっと問題があるお子さんのことについてお話ありましたけれども、私、地域の方の担当している小学校の学びのサポーターをずっとやっています、最近小学生の発達に問題のある、ちょっと気になるお子さんというのがとても増えてきています。保護者の方たちもとても気にして、幼稚園、保育園の時代はまだ何とかやり過ごせたのだけれども、小学校に上がってずんずんずんずん差が出てきていると。不安になっていろいろと相談できるところに、そういう機関につなげようと思うのですけれども、そのときに、ちえりあさんもそうですし、いろいろな医療のクリニックですとか、とても半年、1年予約待ちになってしまって、全くタイムリーではないと。不安なままずっと、このままでいいのだろうかと思いがら、小学校の先生方も本当にいろいろ気を配りながら、心を配りながら、ついて学習しているのですけれども、もう学習以前のことになってしまうお子さんが最近増えているようなのです。保護者の方もやっと現実に向き合っているいろいろとやっています。相談しなければいけないなというところまで、こちらの方でいろいろ話をしながらいっても、半年、1年先の予約を待っているわけにもいかず、それで、この先子どもがどうなっていくのだろうかという、本当に不安に不安を重ねたまま生活している家庭もございます。

私がちょっとお聞きしたいのは、そういうふうな相談機関ですね。増えていく、もっとスピーディーに対応していただけるということにはならないのかなと。お母様たちが不安

をずっと抱えたまま地域で生活しているのも、とてもつらいものを毎日見ている状態で、今日も午前中ちょっと相談に乗ってきたのですけれども、どうしようって言っているのです。自分のうちの子どもは、このまま教室の中にいられないのかな、特別支援というところに入るにしても、やはりいろいろと相談の機関にまずかからなければいけないということもございますので、そこの早いそういう解決の仕方、いい方向に行けるようなことができればいいなと思って、ちょっとそれを今日お聞きしたいなと思って参りました。

○藤原会長 ありがとうございます。これは、コドモックルだったり児相での相談、インテークの待ちまでの時間とかがってということになるろうかと思いますが。ご回答をお願いします。

○事務局（太田教育相談担当課長） 教育委員会教育相談担当課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。今の特別支援教育に関わります相談、私、ちえりあにおりますけれども、そちらで受けております。

今委員ご指摘のとおり、相談の待ち期間というのは、今で2か月ぐらい待っていただくような状況になっています。少しでも早く子どもたち、保護者の困りにお応えをしたいと思ひまして、その体制は本当にこの後継続して考えていかなければならないと思ひますし、基本的には、特別支援学級に行くときには、ちえりあの相談を挟むことにはなるのですけれども、そういう手続ですね、いろいろな方法ができないか、教育委員会の中でも検討はしていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤原会長 五十鈴委員、よろしいですか。

○五十鈴委員 ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

どうぞ。天野委員ですね、お願いします。

○天野委員 質問なのですけれども、10ページ目の、基本目標2の安心して子どもを生み育てられる環境の充実の、令和4年度の主な取組状況の下から二つ目の升なのですが、妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施という事業の内容を、私はこういう事業をやっているんだということを知らなかったのですけれども、子育て応援ギフトをお渡しして、そのときのアンケートの回答から、支援が必要になる方への相談支援ということなのかとここからは読み取ったのですが、6ページ目のアンケートでも、経済的な負担が大きいということもアンケート結果でも出ていたのですけれども、そのほかの結果というのは、お金ではなくて、やっぱり相談したりだとか、大変な状況を分かってもらったり、理解してもらったり、相談したりということはすごく大事ななというふうには私もこれを見て思っていたのですけれども、実際の支援の状況として、ギフトをもらったからの多くの方がその後の支援につながったのかなというのが、どれぐらいの期間つながったのかなとかというところは、ここをきっかけにきちんと支援につながったかどうか

というのが、事業の内容からちょっと読み取れなかったので教えていただきたいなと思いました。

○藤原会長 ありがとうございます。では、これも担当の方から説明をお願いします。

○事務局（宮村地域保健・母子保健担当課長） 保健所の地域保健・母子保健担当課長の宮村と申します。よろしく願いいたします。ご質問ありがとうございます。

この事業は、昨年12月に、国の方の経済的な支援と寄り添いの伴走型支援ということで一体的に支援しようというところで、本市でも今年の1月から始まったばかりの事業になっております。

この事業としては、妊娠期からというところがありますので、まず、母子手帳を交付するときに面接させていただいて、必要な支援をいろいろご相談させていただいて、その後、そこをきっかけに始まるような支援になります。

妊娠期に面接した方には、妊娠期の5万円ということをし上げるということと、出産後、全戸訪問ということで、札幌市は出産した後全員に家庭訪問させていただいているのですけれども、専門職の家庭訪問、それをした場合はまた5万円ということで、妊娠期と出産後の5万円ずつで、両方で10万円というふうに給付させていただいているのですけれども、何分まだ始まったばかりの事業でして、実績、何人ぐらいというところはまだ、ちょっと手元にも、今日お持ちしていないのですけれども、実際に母子手帳交付時にまず面接をして、支援が必要な人は、専門職の保健師ですとか、あと委託の訪問指導員などもおりますので、支援にしっかりつながっております。

この事業が始まって新しくなったのが、中期のアンケートということで、中期にこちらからプッシュ型でアンケートを送らせていただいて、心配なことがあるかないかを聞かせていただいて、訪問を希望される方にはおうちに伺うということで、今まで札幌市は、妊婦さんには初妊婦の訪問をしていたのですが、初妊婦に限らず、妊婦さんも訪問するということが、支援が少し広がっているところでございます。ただ、件数としては、まだ始まったばかりで、まだたくさんはありませんけれども、妊娠期から大体2歳ぐらいまでの支援を一応描いているのですけれども、妊娠期から出産、そして健診ということで、引き続き寄り添いながら、専門職等で支援させていただいている事業になります。また、実績等につきましては今後、ご報告できるかというふうには思っております。

以上でございます。

○藤原会長 天野さんよろしいですか。

○天野委員 担当の相談してくれた方は、同一の方が継続なのですか。

○事務局（宮村地域保健・母子保健担当課長） そうですね。ただ、たくさんおりますので、出産もやっぱり1万二千人ということで生まれますので、妊婦のときに行った方がそのまま出産後も行けるようには一応はしているのですけれども、中には別の専門職が伺うこともございます。

○天野委員 ありがとうございます。産後も支援が継続できるというのはすごく安心感に

つながるなと思いますし、生まれてまた状況が、私も子育てしながら、産む前に軽く考えていたことも生まれると状況が一変することもたくさんあるので、そこで来てくれたり相談できるという方が身近にいるというのはすごくいいなと思っています。

ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問、ほかいかがでしょうか。

渡辺委員どうぞ。

○渡辺委員 渡辺と申します。8ページの方のヤングケアラー支援推進事業ですけれども、まず、ヤングケアラーの定義って、そもそも曖昧だなと思っていて、国籍が違う子とかで、親に対する通訳とかもしている子もヤングケアラーに当てはまったりとかしていて、実際にヤングケアラーの子を、私、子ども食堂のボランティアをしているので発見したことはあるのですけれども、どうやって対応すればいいのかというのがいまいっつかめていないです。

あと、ヤングケアラーにきょうだい児の方も含まれると思うのですけれども、そのきょうだい児の支援というのは、どういうふうな状態になっているのかというのが気になりました。

あと、交流サロンの回数が少ないことと、多分まだ一、二か所ぐらいしかやられていないと思うので、もうちょっと交流サロンを増やした方がいいかなと思いました。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。札幌市もヤングケアラーは実態調査をかなりされていると思いますが、今のご質問のところでの交流サロンの設定、回数ですとか、あるいはどれぐらいのヤングケアラーの定義を用いて早期発見とかを進めてきたのかというあたり、コメントありましたらお願いします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 子どものくらし・若者支援担当課長の引地と申します。ご意見、ご質問ありがとうございます。

まず、ヤングケアラーの定義に関して、決まっていないのではないかなというようなご質問だったかと思いますが、厚生労働省の方で、本来大人が担うべき家事や、ご家族のケアを日常的にやっておられるお子さんということになっております。

どのようにヤングケアラーのお子さんを発見しているのかというところでございますけれども、一つには、様々な形で、こういうお子さんがいらっしゃるということを市民の方、それから中学生、高校生には、このぐらいの、名刺サイズのカードをお配りして、ヤングケアラーの方に対して支援を行っている、もしお困りのことがあったら、専門の電話、LINEなどで相談をお受けするところがあるものですから、そういうところをご紹介して、何かお困りのことがあれば連絡をくださいねと、そういうような啓発事業を行っているところです。

それから、交流サロンについてご質問がございました。昨年10月から交流サロンを

始めまして、昨年は月に1回開催をしていたところなのですが、今年度からは月に2回に、回数を増やしまして、ご参加いただいている方も、昨年は半年間で延べ35人の方にご参加をいただいたところ、今年度は4月から7月までの4か月で44人の方がご参加いただいている状況で、少しずつ増えてきておりますので、これからも学校、それから先生などを通じたお声がけを続けて、より多くの該当する方にご参加いただけるような取組を進めていきたいと、このように考えております。

ありがとうございます。

○藤原会長 渡辺さんよろしいですか。

○渡辺委員 きょうだい児の支援がすごく気になっていて、きょうだい児というのは、ヤングケアラーの中でも結構特別な存在だと思っていて、その理由が、やっぱり親は、お子さんに障がいを持っている子がいたら、我慢するのは当たり前だよねというのがあるので、心身ともに疲れてしまう部分が大いだと思うのです。となったら、交流サロンだけでは足りないと思うのですよね。ショートステイの回数をもっと増やしてあげるとか、ある程度のことをやっておかないと、きょうだい児の方が疲弊してしまっていて、鬱病などのメンタル疾患にかかってしまうと思うので、その辺をもう少し強化するべきだと感じました。

以上です。

○藤原会長 では、最後の部分のご意見ということで、特にヤングケアラーの中でも、きょうだいをケアしている、そのきょうだい障がいを持っている方の場合ということでご意見だったと思います。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

お願いします。

○加藤（智）委員 ありがとうございます。出産・子育てについてなのですが、私ども10団体のうち9団体の構成団体が親子のサロンということでやらせていただいていることと、それから、NPO法人として、子育てサポートセンター事業の緊急サポートを受託しているものですから、その関連からお話しさせていただきたいのですが、これはお願いというか、これからというところなのですが、

私ども、日々親子の皆さんと触れ合っているのですが、今、出産前からいろいろな情報をお渡ししているということで、きっかけをつくりながらお渡ししているのですが、実際子育てサロンに来られているお母さん方に聞くと、情報としてはいっぱいもらったのだけれども、実際頭の中に一つも入ってなくて、記憶にないという方がほとんどなのです。「こういう制度、説明ありましたよね」と聞くと、「聞いていません」とか「忘れました」という方がほとんどなのです。お母さんたちは、初めての出産だったり初めての子育てで、本当に日々日々頭がいっぱいなのですよね。その中で、たくさん一度にまだ経験していないことの情報をもったとしても、入っていないのが事実なのです。なので、すごくいい制度がたくさんあるので、そこのところを1回2回とかではなく、何度も何度も繰り返し、その都度伝えていかないと伝わらないというの

が実感です。

私たち緊急サポートを受託しているものですから、サロンに親子さんが見えた際には、登録していますかという声をかけながら、丁寧に説明をして、こういう手順で登録できるんですよというところで登録につながっているのが事実なのです。ただ、実際には、札幌市の事業としては、出産のとき、母子手帳交付のときに説明があると思うのですけれども、記憶に残っていないので、すごく残念だなというふうに思っています。

すごく緊急サポートというのも必要な制度ではあるのですが、実際使いたいお母さんが、その制度を知らないために、これは事前登録が必要ということが大前提なのですが、そここのところが分からないために、泣きながら電話してきて、今すぐ使いたい、今困っているんですという方がすごくたくさんいるというのがとても残念だなというふうに思っています。

ただ、こういう親御さんに対応できるために、私たち10団体おりますので、その中で、また自主事業として、そこにお困りの親御さんを拾うというような、そういうお困りの声に応えられるということもやっているのですけれども、なかなかその努力だけでは、実際に困っている方たちに全てが届いていないなというのを実感しますので、ぜひ、もっとこの制度は、しっかり使いたい人につながるとか、都度都度、何度も何度も伝えていただける場面があるとうれしいなという、感想でしょうか、これからお願いしますということでしょうか。ありがとうございます。

○藤原会長 加藤委員ありがとうございます。今のは要望ということで、情報はたくさんあるのですけれども、その取捨選択も難しいですから、適材、いつ何を伝えるかというあたりで工夫ということでのご要望だったとうかがいます。ありがとうございます。

ほか、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

加藤委員どうぞ。

○加藤（弘）委員 北海道大学の加藤です。

9ページのところで、不登校のことについて少し触れられていて、先ほどから各委員から不登校の話も出ていると思うのですけれども、研究者として見ても、全国的に不登校の増加率が予想を超えて増えているということが一つ、それから、全国の調査を見たときに、札幌市がほかの政令市と比べて割と高いのですね、出現率が。なので、具体的に何か、やっぱり引き続きという表現だけではちょっと弱いような感じがしていて、二つぐらい視点を考えなければいけないのは、学校をどうしていくかという問題と、不登校になってしまった方たちに、学校外の場所でどういうことをしていくかというような、幾つか視点が必要になってくると思うのです。一方で、学校は学校で疲弊しているという状態があると思いますので、今の学校の制度を維持したまま何かしていただくということよりも、やっぱり学校外のところでも何かできることがないのかということを考えていく必要があると思うのですけれども、その辺についてももしご意見があれば、教えていただけるとありがたいなと思います。

○藤原会長 これはご質問というよりもご意見ですが、いかがでしょうか。不登校の出現率は政令指定都市の中で確かに札幌は高いということが分かっているのですが、今の加藤委員のご意見としては、学校の中ではなくて、学校の外での支援とか、どれだけ札幌がやっていけるかということだと思えます。

○事務局（太田教育相談担当課長） 教育委員会教育相談担当課長、太田でございます。ありがとうございます。

本当に委員ご指摘のとおりでございまして、不登校支援については、二つの側面で未然防止といいますか、不登校全てが悪いというわけではないと法律にも書かれてありますので。ただ、不登校にならないような学校づくりという視点が一つ。それからもう一つは、不登校になってしまった子どもに対してどういう支援をしていくか。この2点で対応を考えていく必要があるだろうというふうに思います。

今、学校外での取組につきましては、教育支援センターですとか、それから教育支援センターでのさらにオンラインを活用した支援ですとか、または学校においても、先生方の負担にはなってしまう部分もあるのですけれども、オンラインを活用した関わり、学習支援等もできるようにはなっておりますので、そのあたりを少し充実させていく必要があるだろうと。

もう一つは、やはり不登校支援となかなかくくりにはできないのが正直ありまして、本当に子ども一人一人の状況によって関わり方が異なってくるものだというふうに考えております。子どもたちのその困りを一つずつキャッチしながら、その子どもたちにどういふふうな関わりがいいのかというのは、時間がかかるのですけれども、より丁寧にやっていく必要があるだろうと。そして、子どもの権利の部分に関わると思うのですけれども、不登校になることでようやく休めた、エネルギーを回復できたというふうに考える子どもたちもおりますので、本当にそういう子どもたちが学びたいと思ったときに、学校外でも学校内でも学ぶことができる、学びにも様々な形があると思いますけれども、そういう環境づくりを教育委員会としてはつくっていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○藤原会長 加藤委員よろしいですか。

○加藤（弘）委員 前回も多分言ったと思うのですけれども、別に批判とかいうわけではなくて、不登校の数の伸び方に対して、例えば支援の場所の数の伸び方というのが全然一致していないような感じがしていて、確かに支援センターとかあるのだけれども、その相談員が1人当たり抱える数とかというのが、多分、ただ増えてしまっているだけになっているのではないかなと思いますので、これは一人一人の教員が頑張るとか、一人一人の支援に頑張るというレベルではなくてきているのではないかなと思いますので、できれば、予算の面であったりとか制度の面として受け止めていただいて、拡充していく方向を考えていただけるとありがたいなというふうに思います。

○事務局（太田教育相談担当課長）　ありがとうございます。

○藤原会長　あと、このまとめのところでも、文言として「引き続き」ということ以上のやっぱり積極的な表現の方が、札幌市の取組としてもよろしいのではないかということかと思しますので、ご検討いただきたいと思います。

どうぞ。

○箭原委員　箭原と申します。

子どもの権利条約のところでの、子どもに対しての教育とか浸透とかというのは、学校を通じていろいろやって、大分なってきたと思うのですけれども、子どもももちろんそれを知って、自己犠牲というか、そういうものはしなくていいんだよというのを小さいときから教えていくというのはとても大事だと思うし、それをずっとやってきていただいていると思うのですけれども、そうすると今度、子どもの周りにはいる大人も、子どもの権利というのはこういうもので、守らなくちゃいけないんだよと、そこを侵害してはいけないんだよというところも、大人が分かっているつもりにならないで、ちゃんとその教育の部分というのもつくっていかないといけないのではないかなと。

それと、あと、世の中がどんどん変わっていつているので、早いですね。そうすると、それこそ不登校が増えているというのも、やっぱり今までの既存の生活とか教育に合わないから、そこに行きたくないとか行けないとかというのが増えているのだと思うので、そうなるとその周りにはいる大人たちも、自分たちの今までやってきたことが正しいのかとか、このままやっていいのかということを考えて直さなくてはいけないという部分になっていると思うので、一番手っ取り早くは、子どもの権利条約を大人もしっかりと、今の時代に合った方法で学んでいくという場所をつくっていくというのも大事ではないかなと思います。

あと児童相談所ですね。一時保護、すごく増えていて、満杯状態ですね。それでまた、来ているお子さんがなかなかのハードなのですね。実際、でも、その職員も先生方もすごく大変。1人のお子さんに2人か3人つかないと、脱走するわ、物を壊すわ、水をまくわというような状態の一時保護の中で、じゃ、そこにどれだけの職員を多く入れたらいいのかというのは、今現在は人数を増やせばいいかもしれないですけども、そうじゃないですね。その子たちがそうやって一時保護に行かなければ、いけない状態になる前に何とかしなくちゃいけないというのは、札幌市としては少しずつやっていく施策を増やすという部分だと思うので、これは地道にいろいろなものやっていかないと、それこそ一時保護、本当にパンクしますよねという状態まで来ていると思っています。

○藤原会長　箭原委員、ありがとうございます。二つの側面があったと思いますが、一つは、子どもの権利を守るというのを、子どもに対してだけ啓蒙するのではなくて、周辺の大人も子どもの権利の尊重ということを理解するような何かの働きかけがもっとないと、周辺での理解が足りないまま子どもの権利とうたっていてもちょっと実効性がないというようなお話だったと思います。

あとは、後半の部分に関しては、兇相の一時保護の場所が既に十分パンクはしている状態だと思いますけれども、さらにその中での子どもの権利というのが、誰がどうやって守っていくかというような話は今までも出ていたかと思しますので、その点について、札幌市としての見解も表すべきではないかというようなことかと思いました。

よろしいでしょうか。ご意見ということでお聞きいたします。

大体、大分時間もここで使わせていただいたのですが、もし、まだちょっとどうしてもという意見がありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大変活発なご意見、ご質問どうもありがとうございます。まだこれで完了というわけではないですけれども、現時点で皆さんのご意見をまた踏まえて、この実施報告書というの中身をさらによりよいものにしていただくというところで、この議論を生かしていきたいと思えます。事務局には、本日の意見を報告書の中に反映していただいて、またその後、ホームページで公表していただきますようお願いいたします。

それでは、本日議案としては、この1点のみとなります。次が報告になりますが、報告に移らせていただいてよろしいでしょうか。

どうぞ。

○馬場委員 弁護士の馬場でございます。

資料4-1と4-2に関連するのですが、4-1の8ページに、(3)のところで、アンケート調査ということが書かれてあります。その具体的な中身が、資料4-2の横になった表の14ページにあります。そこを読みますと、36のところですが、いじめ対策・自殺予防事業、この中にいろいろ書かれてあるのですが、令和4年度の状況について、アンケート調査を継続実施し、調査結果の分析内容を各学校に周知するなど、いじめの問題について適切につなげるほか等々と書かれてあります。質問したいのは、ここをどんなふうにアンケート調査について学校に具体的に報告をして、どういう指導されているのか。アンケート調査の中身によっては、こういういじめがあるとかいうようなことが具体的に出てきている可能性があります。その場合、学校の方にどんなふうな指導をされているのか。

そこで実は、質問の意味は、学校にはいじめ防止基本方針というのが策定されているはずですが、そして、その基本方針の中には、いじめ対策組織というのを学校でつくらなければならないというふうに書いてあります。ですから、教育委員会さんの方では、各学校にそういう方針、いじめ対策組織をつくりなさいということを指示されていて、実際には、それは設置されていると思うのですが、私のいじめの調査の経験からしますと、残念ながら、基本方針、いじめ対策組織というのが必ずしも適切に運用されていない。いじめ対策組織というのが、いつ開催されるのか、どういう形で誰が開催をするのかということが全く書かれていない。そのような基本方針が非常に多く見られます。

そうしますと、ここに書かれてある実施状況についての報告について、今申し上げた基

本方針、対策組織とどんなふうに連携をして学校に指示をしているのか、学校の方とその辺についてきちんと連携をして、こういうふうにアンケート調査のいじめについては、いじめ対策組織で検討して、こんなふうに指導しましたよと、あるいはいじめ対策組織の中で、場合によっては先ほど出ました不登校につながって重大事態だということに動くようなことが実際にあったのかなかったのか、その辺の調査もきちんと追跡をされているのかどうか、この辺について質問させていただきたいのと、あとは意見ですけれども、さっき申し上げたように、各学校の基本方針と対策組織は、正直言って形だけでございます。この法律ができたときに、仏つくって魂入れずにならないようにしてほしいというふうに関与した学者の先生がおっしゃっていましたが、現実にはそのような状況です。法律はそうですが、現場に基本方針があって、対策組織があるのです。それを動かそうとするのは学校の現場の先生です。それを動かすようにきちんと指導されるのは教育委員会の役割だと思っています。その辺について、ここに書かれてある調査の実施について、今のようなことが具体的にこんなふうに行っていますよとか、あるいはさっき申し上げた意見について、教育委員会としてどんなふうにご検討されるのか。私は再調査の部会ですから、直接このテーマと関わらないのですけれども、経験から申し上げたのですけれども、その辺教えていただければと思います。

○藤原会長 馬場委員ありがとうございます。

では、回答をお願いしてよろしいですか。

○事務局（月宮子ども企画課長） 事務局からでございます。貴重なご意見どうもありがとうございます。

本来、この場でお答えさせていただきたいところだったのですが、教育委員会の所管いたします担当課長が公務のため、本日の会議、ただいまちょっと失礼をさせていただいておまして、本日この場で回答をご用意できない状況でございますので、改めまして、今のご意見、教育委員会の方にもお伝えさせていただきまして、お調べいたしましてご回答をさせていただきたいと思っておりますので、大変申し訳ございませんが、そのような扱いでよろしくお願ひしたいと思っております。

○藤原会長 それでは、今日ではないにしても、今の馬場委員のご質問に対しては、見える形で、このメンバーの方が共有できるというふうに回答をお待ちするということで、馬場委員よろしいでしょうか。

○馬場委員 はい、大丈夫です。

○藤原会長 では、よろしくお願ひいたします。

4. 報 告

○藤原会長 それでは、次へ進んでよろしいでしょうか。

報告に移らせていただきます。各部会の決議状況についてです。

条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、

事務局から順次報告をお願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の各部会の決議状況でございますが、令和5年3月24日以降に開催いたしました開催の状況につきまして、資料の5から8におきましてご報告をさせていただきます。

まず、資料5、放課後児童健全育成事業部会の決議状況でございます。

令和4年度第1回の部会を3月15日に開催しており、「令和5年度民間児童育成会新規参入可能校区の指定について」について説明をし、ご意見をいただいております。

このほか、令和2年度以降の放課後児童健全育成事業に実施した主な取組、長期休業期間の昼食提供（試行実施）、札幌市児童福祉法施行条例の改正についてご報告しております。

続いて、令和5年度第1回の部会を6月23日に開催しており、「令和5年度民間児童育成会新規参入可能校区の指定について」について説明をし、ご意見をいただいております。

このほか、令和5年度放課後児童健全育成事業の予定、障がい児及び医療的ケア児の受入れ状況についてご報告してございます。

続きまして、資料6、児童福祉部会の決議状況でございます。

令和5年度第1回の部会は7月28日に開催し、「札幌市子どもの貧困対策計画」の令和4年度実施状況及び「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」の素案、母子生活支援施設の在り方検討「母子生活支援施設の目指すべき方向性（素案）」、社会的養護経験者へのヒアリング結果、里親の認定について説明をしまして、ご意見をいただいております。

なお、里親の認定につきましては、個人情報を含むため非公開となっております。

また、ひとり親家庭等自立促進計画作業ワーキンググループにつきましては、6月23日、8月31日とこれまで2回実施しておりまして、現在も継続してご審議をいただいているところです。

続いて、資料7、処遇部会の決議状況でございます。

令和5年度第1回を7月28日に開催しており、被措置児童等虐待に関することについて報告を行っております。

なお、本部会の内容については、個人情報を含むため非公開としております。

続いて、資料8、いじめ問題再調査部会の決議状況でございます。

令和4年度第10回を3月14日に開催しており、再調査の必要性の検討について審議していただきました。

なお、本部会の内容につきましては、個人情報を含むため非公開としております。

部会の決議状況につきましては、以上でございます。

○藤原会長 以上、四つの部会の報告がございましたが、この報告についてご質問等ありませんでしょうか。

北川委員どうぞ。

○北川委員 ちょっと勉強不足で教えてほしいのですけれども、この放課後児童健全育成事業部会というのは、今いろいろな方の意見が出ていた、例えば子どもの居場所だとか、学習支援だとか、子ども食堂だとか、そういうところも中に入って審議されているのでしょうかということをお聞きしたかったのです。

○藤原会長 ご質問ありがとうございます。資料は記録なので箇条書きになっていますが、そもそもこの範疇といますか、どこまでが放課後児童健全育成事業部会の任務なのかというあたり、少し補足していただけますか。

○事務局（月宮子ども企画課長） 先ほど資料2の裏面の方でも、部会の方の内容についてご説明させていただいたのですけれども、放課後児童健全育成事業部会につきましては、あくまでも放課後児童健全育成事業に関する事項ということに内容の方は限定されているものでございますので、それ以外の事業につきましては、基本的にはほかの部会での対応ということになるかと思えます。

○北川委員 では、そちらは児童福祉部会の対応になるということなのでしょうかね。居場所づくり事業は。

○事務局（月宮子ども企画課長） 児童福祉部会の①にもありますが、児童福祉に関する事項の調査協議とかという形のところでも整理されてくるかと思えます。

○北川委員 分かりました。先ほど、委員の方からおっしゃっていましたが、一保護が多くなっているということで、昨日たまたま栃木県の居場所を見てきて、一時保護に至る前の子ども、親子を支えている学習支援と食事と、学校に迎えに行ってお風呂に入れて、洗濯までして帰しているという居場所事業、国の指定を受けているみたいなのですが、やっていたので、札幌市もこれからそういう困っている子どもたちや親子を支える事業って非常に重要になってくるかなと思えますので。

それは、児童福祉部会の方で話し合うということなのですね。国の方では生育の方で取り上げているみたいなのでこちらかなと思ったのですけれども、児童福祉部会の方でということで、分かりました。その辺も非常に大事だと思いますので、今後ともよろしく願います。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございますでしょうか。

馬場委員どうぞ。

○馬場委員 どの部会に入るか分からないのですが、スクールカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさんの数が絶対的に足りないというのはもうはっきりしているのですね。これについて、市の方で今後どんなふうに質的にも量的にも、お子さんが不登校にならないような、あるいは特性を持ったお子さんにどんなふうに対応していくかについて、そういう資格を持った方について増やしていく計画を持っておられるのか、それはどこの部会で議論するのかちょっと分かりませんが、その辺はどうなのでしょうかね。

○藤原会長 部会でいうとどれなのかということと、今どれぐらいそういう話が出ているかということですね。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 子ども未来局子どものくらし・若者支援担当課長の引地と申します。

本来であれば、所管である教育委員会の方からご回答申し上げるところなのですが、先ほど申し上げたとおり、担当の課長が不在なものですから、承知している範囲で、子ども未来局の方からご説明させていただきたいと思います。

委員のおっしゃるとおり、スクールソーシャルワーカーさん、それからスクールカウンセラーさんは、子どもたちの健やかな成長のために非常に重要な職というふうに私どもも認識をしております。ただいま児童福祉部会の方で、子どもの貧困対策計画の改定の審議をしていて、その中でも重要な取組というふうに考えております。

札幌市全体として、現在、次の5年間の計画、アクションプランの議論をしているのですが、その中で、今後どうしていくかということも議論しておりますので、この場ではご回答は難しいのですが、一定の方向性が見えたら、また今後ご説明してまいりたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○藤原会長 馬場委員、ご質問に対してよろしいでしょうか。部会としては、これもまた児童福祉部会ということになっています。

ほかにご質問等よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

大変長時間、活発なご意見、ご質問ありがとうございました。

これで、議事に関しては終了させていただきたいと思います。マイクは事務局にお戻しいたします。

5. 閉 会

○事務局（月宮子ども企画課長） 藤原会長、議事の進捗どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、会議の議事等につきましては、改めてご意見、ご質問等ございましたら、事務局の方までご連絡をいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の子ども・子育て会議は、以上をもって終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。